

食安輸発0324第1号

平成22年3月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

#### タイ産マンゴスチンの取扱いについて

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成22年3月15日付け食安輸発0315第1号）に基づき、農薬イマザリルについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、タイ政府において違反事例に係る原因究明及び残留農薬管理対策が講じられたことから、本日以降に輸入届出されるタイ産生鮮マンゴスチンであって、別途指示するタイ政府の登録輸出業者から輸出されたものについては、通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく願います。

なお、登録輸出業者の確認は、別添1に示すタイ政府が発行する証明書にて確認するよう願います。

なお、同通知の別表1を別添2のとおり改めます。